

○熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領

(平成 14 年 10 月 18 日告示第 811 号)

改正 平成 16 年 3 月 19 日告示第 239 号 平成 18 年 5 月 8 日告示第 512 号
平成 19 年 3 月 14 日告示第 227 号 平成 19 年 10 月 1 日告示第 826 号
平成 21 年 7 月 31 日告示第 721 号 平成 22 年 7 月 16 日告示第 735 号
平成 23 年 6 月 28 日告示第 672 号 平成 26 年 7 月 4 日告示第 693 号
平成 29 年 3 月 24 日告示第 273 号 令和 2 年 12 月 11 日告示第 901 号

熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領を次のように定める。

熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、県が締結する契約(建設工事並びに測量、調査、試験、設計等の建設工事に係る委託及び道路等の公共土木施設の維持管理に係る委託に係る契約を除く。)(以下「物品及び業務委託等契約」という。))の適正な履行を確保するため、物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 18 年熊本県告示第 521 号)第 5 条第 2 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者(以下「有資格業者」という。))の指名停止を行う要件に該当する行為があった場合及び入札参加資格を有すると決定されていない者(以下「入札参加資格を有しない者」という。))に発注停止を行う要件に該当する行為があった場合の県の措置について必要な事項を定める。

(指名停止)

第 2 条 知事は、有資格者が別表第 1 から別表第 3 までの各号(以下「別表各号」という。))に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 知事は、別表第 3 に掲げる措置要件を事由として前項の指名停止を行うときは、あらかじめ警察本部長の意見を聴くものとする。

3 知事が指名停止を行ったときは、熊本県会計規則(昭和 60 年熊本県規則第 11 号。以下「会計規則」という。))第 2 条第 7 号に規定する契約担当者(以下「契約担当者」という。))は物品及び業務委託等契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(指名停止の期間の特例)

第 3 条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。
 - (1) 別表第1から別表第3までの各号の措置要件に係る指名停止期間の満了後1年を経過するまでの間に(指名停止の期間中を含む。)、それぞれ別表第1から別表第3までの各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表第2第1号から第8号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第8号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)
- 3 知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間(第4条第1項第1号に該当する場合にあつては、別表第2第4号及び第6号に定める期間を限度とする。)まで短縮することができる。
- 4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍の期間まで延長することができる。
- 5 知事は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 知事は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該指名停止について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の特例)

第4条 知事は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合(第3条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(1) 談合情報を得た場合、又は熊本県の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号又は第6号に該当したとき。

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間(当該事案について、有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)又は有資格業者の役員(執行役員を含む。)若しくはその支店若しくは営業所(常時契約(建設工事並び

に測量、調査、試験、設計等の建設工事に係る委託及び道路等の公共土木施設の維持管理に係る委託に係る契約を除く。)を締結する事務所をいう。)を代表する者で代表役員等以外のもの(以下「一般役員等」という。)の関与が明らかである場合に限る。)又は1.5倍の期間

- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項の規定に基づく知事による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(前号に掲げる場合に該当することとなった場合を除く。)

それぞれ当該各号に定める短期に1か月を加算した期間

- (3) 熊本県の職員又は他の公共機関(国、地方公共団体及び公社)の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号、第7号又は第8号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(第1号に掲げる場合に該当することとなった場合を除く。)

それぞれ当該各号に定める短期に1か月を加算した期間

(指名停止の通知)

第5条 知事は、第2条第1項の規定により指名停止を行い、第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ様式第1号、様式第2号又は様式第3号により通知するものとする。ただし、知事が通知する必要がないと認めるときは、通知を省略することができる。

- 2 知事は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が物品及び業務委託等契約に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第7条 知事は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(発注停止)

第8条 知事は、入札参加資格を有しない者が別表第2第9号又は別表第3に掲げる措置要件に該当するときは、情状に応じて同号に定めるところにより期間を定め、当該入札参加資格を有しない者について発注停止を行うことができる。

- 2 知事が発注停止を行ったときは、契約担当者は、物品及び業務委託契約等を締結するに際し、当該発注停止に係る入札参加資格を有しない者に新たに発注してはならない。ただし、やむを得ない事情があり、あらかじめ知事の承認を受けたときはこの限りでない。

(発注停止の期間の特例)

第9条 入札参加資格を有しない者が別表第2第9号又は別表第3の措置要件に係る発注停止の期間の満了後1年を経過するまでの間(発注停止の期間中を含む。)に、同号の措置要件に該当することとなった場合における発注停止の期間の短期は、同号に定める短期の2倍(当初の発注停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

- 2 知事は、入札参加資格を有しない者について情状酌量すべき特別の事由があるため、前条第1項及び前項の規定による発注停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、発注停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。
- 3 知事は、入札参加資格を有しない者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表第2第9号又は別表第3の規定による長期を超える発注停止の期間を定める必要があるときは、発注停止の期間を当該長期の2倍の期間まで延長することができる。
- 4 知事は、発注停止の期間中の入札参加資格を有しない者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、前条第1項及び前各項に定める期間の範囲内で発注停止の期間を変更することができる。
- 5 知事は、発注停止の期間中の入札参加資格を有しない者が、当該発注停止について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該入札参加資格を有しない者について発注停止を解除するものとする。

(発注停止の通知)

第10条 知事は、第8条第1項の規定により発注停止を行い、第9条第4項の規定により発注停止の期間を変更し、又は同条第5項の規定により発注停止を解除したときは、当該入札参加資格を有しない者に対し遅滞なくそれぞれ様式第1号、様式第2号又は様式第3号により通知するものとする。ただし、知事が通知する必要がないと認めるときは、通知を省略することができる。

- 2 知事は、前項の規定により発注停止の通知をする場合において、当該発注停止の事由が物品及び業務委託等契約に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(発注停止に至らない事由に関する措置)

第 11 条 知事は、発注停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該入札参加資格を有しない者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(下請等の禁止)

第 12 条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者又は発注停止の期間中の入札参加資格を有しない者が、物品及び業務委託等契約の全部又は一部を下請けし、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止委員会の設置)

第 13 条 知事は、有資格業者の指名停止及び入札参加資格を有しない者の発注停止を審議するため、指名停止委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の組織)

第 14 条 委員会の委員は、出納局長、会計課長、出納局政策調整審議員、管理調達課長及び管理調達課課長補佐をもって充てる。

2 委員会に会長を置き、出納局長をもって充てる。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の審議)

第 15 条 委員会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要により会計規則第2条第3号に規定する課局及び同条第2号に規定する地方支出機関(以下「主務課」という。)の長の出席を求めることができる。

(議決の方法等)

第 16 条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 会長は、審議の結果を知事に報告するものとする。

3 委員会は、公開しない。

(報告等)

第 17 条 主務課の長は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するとき又は入札参加資格を有しない者が別表第2第4号又は別表第3に掲げる措置要件に該当するときは、速やかに様式第4号による報告書をその所属する部局長(知事公室長を含む。)を経由して出納局長に提出するものとする。

2 出納局長は、知事が有資格業者について第2条第1項の規定により指名停止を行い、第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、直ちに、関係機関(県の機関に限る。)の長に通知するものとする。

3 出納局長は、知事が入札参加資格を有しない者について第8条第1項の規定により発注停止を行い、第9条第4項の規定により発注停止の期間を変更し、又は同条第5項の

規定により発注停止を解除したときは、直ちに、関係機関(県の機関に限る。)の長に通知するものとする。

(庶務)

第18条 委員会の庶務は、出納局管理調達課において処理する。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

附 則(平成16年3月19日告示第239号)

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年5月8日告示第512号)

この要領は、告示の日から施行する。

附 則(平成19年3月14日告示第227号)

この要領は、平成19年3月14日から施行する。

附 則(平成19年10月1日告示第826号)

- 1 この要領は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に行われた行為に対する指名停止の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成21年7月31日告示第721号)

- 1 この要領は、平成21年8月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の前に行われた行為に対する本要領の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成22年7月16日告示第735号)

この要領は、告示の日から施行する。

附 則(平成23年6月28日告示第672号)

- 1 この要領は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に行われた行為に対する指名停止又は発注停止の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成26年7月4日告示第693号)

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日告示第 273 号）
この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 11 日告示第 901 号）
この要領は、告示の日から施行する。

別表第1

虚偽記載及び契約違反等による措置基準

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 物品及び業務委託等契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、物品及び業務委託等契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑な履行)</p> <p>2 物品及び業務委託等契約の履行に当たり、過失により粗悪な履行を行ったと認められるとき(引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)が軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p>
<p>3 県内において、県以外の締結する契約(建設工事並びに測量、調査、試験、設計等の建設工事に係る委託及び道路等の公共土木施設の維持管理に係る委託に係る契約を除く。)の履行において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反等)</p> <p>4 物品及び業務委託等契約の履行に当たり、第2号に掲げる場合のほか契約に違反し、物品及び業務委託等契約の相手方として不適当であると認められるとき、又は正当な理由がなく契約を締結しないとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4か月以内</p>

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が、熊本県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>2 次に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>3 次に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から12か月以上24か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12か月以上24か月以内 9か月以上18か月以内 6か月以上12か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6か月以上12か月以内 4か月以上8か月以内 2か月以上4か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 物品及び業務委託等契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品及び業務委託等契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>5 次に掲げる業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品及び業務委託等契約の相手方として不相当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(1) 県内における業務 (2) (1)の業務以外の業務</p>	<p>当該認定をした日から12か月以上24か月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>12か月以上24か月以内 6か月以上12か月以内</p>

<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>6 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が物品及び業務委託等に関し、競売入札妨害又は談合により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>7 次に掲げる者が県内の業務に関し、競売入札妨害又は談合により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p> <p>8 次に掲げる者が県外の業務に関し、競売入札妨害又は談合により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 12 か月以上 24 か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12 か月以上 24 か月以内 9 か月以上 18 か月以内 6 か月以上 12 か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6 か月以上 12 か月以内 4 か月以上 8 か月以内 2 か月以上 4 か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>9 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品及び業務委託等契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>10 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治 40 年法律第 45 号)の規定により罰金刑を宣告され、物品及び業務委託等契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内</p>

別表第3

暴力団等の排除に関する措置基準

程度	期間
<p>(暴力団又は暴力団員等との関係)</p> <p>1 次のいずれかに該当するものとして警察本部長から物品及び業務委託等契約からの排除要請があり、明らかに物品及び業務委託等契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 有資格業者若しくは有資格業者の役員等が暴力団員等である場合又は暴力団関係者が実質的に経営に関与している場合。</p> <p>(2) 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p>	<p>当該認定をした日から12か月を経過し、かつ、物品及び業務委託等契約の相手方として適当と認められる状態になるまで</p>
<p>(暴力団又は暴力団員等への利益供与等)</p> <p>2 次のいずれかに該当するものとして県警察本部から通知があり、物品及び業務委託等契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 物品及び業務委託等契約の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者であることを知りながら、その者と資材、原材料の購入契約等を締結したとき。</p> <p>(2) 代表役員等、一般役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者(以下「役員等」という。)が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与したとき。</p>	<p>当該認定をした日から3か月以上12か月以内</p>
<p>(暴力団又は暴力団員等の利用等)</p> <p>3 次のいずれかに該当するものとして県警察本部から通知があり、物品及び業務委託等契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用したとき。</p> <p>(2) 役員等が、暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用したとき。</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上6か月以内</p>